

令和 8 年度 健康福祉委員会 追加資料

1 所管事務の調査（報告）

- （１）「川崎市総合計画」第３期実施計画・総括評価結果
及び令和７年度事務事業評価結果について
（健康福祉局に関する部分）

追加資料 その１

- ・ 後期高齢者医療保険料の不能欠損の推移について（医療保険部 収納管理課）
- ・ 社会福祉法人指導監査等業務について（総務部 企画課）

令和 8 年 8 月 2 1 日
健 康 福 祉 局

後期高齢者医療保険料不納欠損推移

【R8.8.21健康福祉委員会追加資料】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不納欠損件数※	1,577	1,720	1,452	1,878	1,537
不納欠損額(単位:千円)	11,702	12,954	12,376	14,819	13,862

※件数:不納欠損の期別数

令和 7 年度事務事業評価シート「社会福祉法人指導監査等業務」の質問について

①「随時監査をして運営に課題等のある 1 法人」について

⇒ 当該法人については令和 6 年度に一般指導監査を行いました。令和 7 年度の現況報告書及び決算報告において、一部改善が図られていなかったことから、改めて指導監査を実施しました。なお、指導監査結果の公開につきましては、本市情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることに基づき、法人名が特定されないよう包括的な公表としています。

②集団指導講習会の参加人数について

⇒ 例年、オンデマンド方式で実施しており、直近では令和 8 年 3 月 2 3 日～令和 8 年 8 月 3 1 日の期間で実施しています。

上記期間の参加状況については、アンケートの提出を基に法人単位で把握しており、8 月 2 4 日時点で 4 0 法人中 3 7 法人が受講しています。

③第三者評価において、出された主な意見について

⇒ 第三者評価は、社会福祉事業の経営者が事業運営に置ける問題点を把握し、福祉サービスの質の向上に結び付けることを目的としておりまして、結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資することになり得ることから、社会福祉事業の経営者はこれらの意義を踏まえ、積極的に受審することが望ましいとされております。

評価機関につきましては、都道府県単位で推進機構を設置することとされており、本県では、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が第三者評価を実施しています。

本市では、令和 7 年度に市内 7 9 事業所が受審し、次のような評価を受けたところです。

【具体的な評価の例】

- ・利用者一人ひとりに応じた 1 日の過ごし方ができるよう工夫されています。
- ・利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組がされています。
- ・利用者の意思を尊重する支援としての相談等が適切に実施されています。
- ・認知症の状態に配慮したケアがされています。
- ・派遣職員等も含め研修受講の機会があるが、具体的な方法の検討やマニュアル整備等の標準化が望まれます。
- ・記録内容や書き方に差異が出ないように記載要領の整備が期待されます。
- ・今後、新規採用者の育成方法や手順について、具体的な方法の検討やマニュアル整備等の標準化が望まれます。
- ・見学や問い合わせの対応について、手順書の作成や対応の記録の整備が求められます。